

職員採用試験

■ 一般事務職、土木技術職、 建築技術職員を採用予定

町では、4月1日採用の職員採用試験（追加募集）を実施します。

▼ 採用予定日

平成31年4月1日（月）

▼ 受験資格

平成4年4月2日～平成13年4月1日に生まれた者

▼ 採用予定人員

① 一般事務職

3人程度

② 土木技術職

1人程度

③ 建築技術職

1人程度

※③については採用後2年程度の間、実務経験習得のため民間企業または他の行政機関などで勤

職員採用試験のお知らせ（追加募集）



願書受付は1月4日（金）から24日（木）までです

務します。

▼ 申し込み手続き

町発行の採用試験申込用紙に必要事項を記入し、受験票の返信用として82円切手を貼った封筒（宛先、郵便番号を明記）を同封し、「甲佐町職員採用試験申込」と朱書きした封筒に入れて、簡易書留郵便で送付してください。お持ちにならない場合は、町総務課窓口へ提出してください。

※試験申込用紙は町総務課の窓口または郵便で請求してください。町公式ウェブサイトにも掲載します。

▼ 申込受付期間

平成31年1月4日（金）～24日（木）午後5時まで

※郵送の場合は、1月24日（木）の消印有効です。

▼ 第1次試験

試験日時

2月3日（日）午前8時30分

試験会場

甲佐中学校

▼ 第2次試験

試験日

2月下旬～3月上旬

詳細は、町公式ウェブサイトの職員採用試験実施要項をご覧ください。町総務課にお尋ねください。

町総務課 ☎096-234-1140（内線221）

国民健康保険

■ 国民健康保険は被保険者の皆さんの 支え合いの制度です

国民健康保険は、加入者の皆さんが国民健康保険税を出し合い、病气やけがをしたときに備える制度です。その制度のおかげで、私たちは医療費の一部を負担するだけで医療を受けることができています。

もし国保がなかったら、医療費は全額自己負担になります。国保制度を支える貴重な財源である国保税を納めないで、この制度が成り立たなくなってしまうのです。

■ 国保の加入・脱退は忘れずに 届け出ましょう

国保税は、加入の届け日からではなく、国保加入の資格を得た日から課税され、やめる月の前月まで計算されます。

加入の届け出が遅れたり、ほかの保険に加入したのに国保をやめる届け出をしないままだと、保険料と国保税を二重に支払ってしまふこととなります。

■ 国保税を滞納すると

高額な医療費を負担する前に限度額認定を受けていれば、医療費の自己負担は限度額までで済みません。しかし、限度額認定を受けられない場合は、高額な医療費をいったん窓口で負担しなければなりません。

国民健康保険税が 国保を支えています



国保イメージキャラクターの上白石萌歌さん

さらに、滞納が続くと、通常の保険証より有効期限が短い「短期保険者証」や被保険証の代わりになる「資格証明書」が交付される場合があります。「資格証明書」は、国保の被保険者であることを証明するだけのものです。医療費はいったん全額自己負担となります。

■ 納付には口座振替が便利です

皆さんの支え合いで成り立っている国保の健全な運営のために、国保税は納期限までに納めましょう。納付には、便利で安心、確実な口座振替がおすすめです。

国民年金

へんさん国民の成人から新
年金 20歳



詳しくは町住民生活課にお問い合わせください

■国民年金はみんなの支え合いの制度です

国民年金は、年をとったときやいざというときの生活を、現役世代のみんなで支えようという考えで作られた仕組みです。

具体的には、20歳から60歳までの人が加入し、国民年金保険料を納め続けることで、年をとったときや病気やけがで障がいが残ったとき、家族の働き手が亡くなったときに、年金を受け取ることができきる制度です。

国が責任をもって運営するため安定していますし、年金の給付は生涯にわたって保障されます。

■国民年金の給付は3種類

国民年金には、65歳以降、生涯

にわたり受け取れる「老齢年金」のほか、病気や事故で障がいが残った場合に受け取れる「障害年金」や、加入者が死亡した場合、その加入者により生計を維持されていた配偶者または子が受け取れる「遺族年金」があります。

■国民年金保険料には免除や猶予の制度があります

国民年金保険料の納付が経済的に困難な場合、保険料の納付が「免除」または「猶予」される制度があります。また、学生の人は一般的に所得が少ないため、本人の所得が一定額以下の場合、保険料の納付が猶予される学生納付特例制度があります。

免除または猶予をされる際は、申請が必要です。

■国民年金保険料は期限内に納めましょう

国民年金保険料を未納のままにしておくと、将来やいざというときに年金が受け取れないことがあります。保険料は必ず期限までに納めましょう。

▼お問い合わせ先

熊本東年金事務所
096・367・8144

町住民生活課 ☎096-234-1113 (内線104)

税の申告相談

■平成31年2月18日(月)から税の申告相談が始まります

町では、平成31年2月18日(月)から町・県民税、国民健康保険税の申告相談を行います。申告期間の終盤は大変混雑しますので、早めの準備をお願いします。

▼準備するもの

- ・収入額を確認できるもの
給与収入や年金収入のある人は源泉徴収票または支払調書をご準備ください。事業所得のある人は、収支内訳書の提出が必要です。
- ・所得控除額を確認できるもの
国民健康保険税や介護保険料、後期高齢者医療保険料の納付証明や、国民年金保険料、生命保険料、地震保険料などの控除証明書など
- ・そのほか各種控除に必要な書類

▼申告期間

平成31年2月18日(月)～3月15日(金)

※詳しい日程は、後日お知らせします。

▼会場

町生涯学習センター研修室

▼雑損控除を受ける方へ

昨年に引き続き、平成31年2月4日(月)から火の国ハイツ(熊本市東区)で、計算書作成および

確定申告ができます。平成28・29年分確定申告書(控)と雑損控除計算書(控)を必ずご準備ください。計算書の作成が必要な人は、災証明書などの必要書類をご確認いただき、ご利用ください。

不明な点は、熊本東税務署または町税務課にご相談ください。

■税務署開設の申告相談会は、火の国ハイツで開催されます

▼震災により被害を受けられた方の申告相談期間
平成31年2月4日(月)～2月15日(金)

※土・日曜日を除きます

▼通常の確定申告相談期間
平成31年2月18日(月)～3月15日(金)

※2月24日(日)、3月3日(日)に限り、休日も開設されます。

▼受付時間
午前9時～午後4時

▼申告相談会場
火の国ハイツ
(熊本市東区石原2丁目2-28)

※熊本東税務署での申告相談は実施されません。ご注意ください。

▼税務署申告相談のお問い合わせ先
熊本東税務署

096・369・5566

町税務課 ☎096-234-1112(内線115)